

Kobayashi

Nojiri

2009.2
創刊号

小林市・野尻町 合併協議会だより

冬から春へ



梅の花が春の訪れを知らせる「のじりこぴあ」



一面の雪景色に被われた小林市須木地区の「小野湖」



可憐な菜の花が咲き誇る小林市の「生駒高原」



「野尻町役場」を華やかに照らすイルミネーション

CONTENTS

法定合併協議会を設立

1市1町の合併へ向け出発

第1回協議会報告

合併の方式は編入合併、新市名称は「小林市」
合併の期日は平成22年3月23日(火)

第2回協議会報告

新市基本計画、確認済みの合併協定項目の修正を確認
議会議員の定数及び任期の取扱いは継続協議

第3回協議会報告

野尻町の議会議員に「在任特例」適用
新市議員定数は22人に削減
合併協定書を確認、全項目の協議を終了

協議会からのお知らせ



12月1日

法定合併協議会を設立

1市1町の合併へ向け出発

小林市、野尻町の1市1町は、合併新法の期限となる平成22年3月までの合併を前提に、昨年12月1日に法定合併協議会「小林市・野尻町合併協議会」を設立しました。昨年12月14日に第1回協議会を開催し、厳しい日程の中で、今後、合併についての具体的な協議を精力的に進めていきます。

会長あいさつ

小林市長 堀 泰一郎
近年、国・地方の厳しい財政状況や急速に進む少子高齢

化・人口減少など、市町村を取り巻く状況がますます厳しくなる中、地方分権の推進や道州制の議論が活発化するなど、私も市町村は将来に向けて、今、まさに大きな変革の時期を迎えていると思います。

住民サービス、また、地方分権時代にふさわしい行財政基盤の強化や自治能力の向上などが求められており、市町村合併は、その有効な方策の一つであります。

さて、小林市・高原町・野尻町におきましては、合併新法の下での合併を目指し、平成20年4月1日に合併協議会を設置し、ほとんどすべての協定項目について確認を終えたところでしたが、小林市と高原町の見解の相違により、国民健康保険高原病院の経営形態を巡って協議が不調に終わり、誠に残念な結果となりました。

このような中、11月10日に長瀬道大・野尻町長様から並々ならぬご決意とご英断をもって、小林市に合併協議会設置の申入れがございました。

小林市としましては市民説明会を開催し、市議会をはじめ市民の皆様方のご理解を得まして、長瀬町長様のご決断を真摯に受け止めさせていただき、11月25日に両議会議員の立会いのもと、両首長が協議の前提条件となる合併協議会設置に関する10項目の確認書の調印を執り行いました。

12月1日に両議会において合併協議会設置議案と予算関

連議案を提案し、各議会において賛成多数で議案が可決されたことを受け、同日中に合併協議会を設置し、県知事への合併協議会設置の届出を完了したところであります。

今回の合併協議会では、基本的に1市2町での協議結果を踏まえ、行財政改革の視点に立ち、1市1町の歴史や文化・伝統を尊重しながら、新生・小林市のあるべき将来像を見据えて、真摯に協議を行っていきたくと考えております。

平成22年3月までの合併新法の下での合併を目指し、協議会の日程としましては、来年の1月上旬までに3回の協議会で協議を終了し、1市1町が合併の是非を判断した上で、各議会での議決を経て県知事に申請するということで、かなり短期間での集中協議となります。委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、協議会運営に特段のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

終わりに、合併新法の下で小林市と野尻町の合併を必ず実現し、西諸地域の発展の礎となるよう、ご祈念申し上げ、私の会長としてのあいさつにさせていただきます。



▲（写真右から）市役所玄関前に合併協議会の看板を掲げる会長の堀泰一郎・小林市長と副会長の長瀬道大・野尻町長

副会長あいさし

野尻町長 長瀬 道大

本日、ここに第1回小林市・野尻町合併協議会が開催されますことは、小林市民の皆様はもとより野尻町民も等しく慶びとするものでございます。

ご列席各位におかれましては、本協議会の設立にあたりまして格段のご尽力を賜り、心より感謝を申し上げる次第であります。

この合併協議会設立までには、紆余曲折がございました。マスコミでも取り上げていただいておりますとおり、先の1市2町での合併協議が不調となりましたことは、ご案内のとおりでございます。

このことは、極めて残念な結果であった訳ではありますが、これを乗り越えて、西諸地域の「住民福祉の向上」を目指し、「地方分権」、さらに、今、論議の高まっております「道州制」などを踏まえ、子々孫々末代までを見据えた市町合併を果たしておくことは、大変有意義なことであると考えるところであります。

今回、堀市長さんにおかれましては、闊達かつ大局眼をもって、「合併協議会設置の申

し入れ」につきましてご賢察、ご快諾下さり、また市議会におかれましても、法定協議会設置にご賛同いただき、心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

「ぜひとも合併を成し遂げた」との強い想いで、私はいるところであります。

この協議会で微力ではありますが、会長さんをはじめ協議会委員の皆様と共に全力を傾注し頑張る所存でございますので、皆様のお力添えを切にお願ひ申し上げます。

また、協議会委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、また年明けまで、貴重なお時間を割いていただき、誠にありがとうございます。短期間での合併協議となりますので、ご健康に充分ご留意くださり、ご奮闘をお願い申し上げます。

最後に、合併事務局の職員各位におかれましては、調整作業・統合作業など激務になるうかと思いますが、会長さんを支えるべく頑張っていただきたいと思うところであります。

●小林市と野尻町の概況について

1) 人口、世帯数、面積

(国勢調査 平成17年10月1日)			小林市	野尻町	合計	
国勢調査	人口	(人)	41,150	8,670	49,820	
	年齢構成	0~14歳	(%)	14.5	12.5	14.2
		15~64歳	(%)	58.9	56.0	58.4
		65歳以上	(%)	26.6	31.5	27.4
世帯数	(世帯)	15,788	3,235	19,023		
人口将来予測(平成42年)			(人)	35,073	6,451	41,524
高齢化率予測(平成42年)			(%)	37.7	41.5	
面積			(K㎡)	474.23	88.86	563.09

2) 主要財政指標

(平成19年度決算)			小林市	野尻町	合計
経常収支比率	(%)		97.9	92.1	
財政力指数(H17~H19平均)	(%)		0.402	0.235	
実質公債費比率(H17~H19平均)	(%)		13.6	12.9	
将来負担比率	(%)		164.3	72.1	
積立金現在高 合計	(百万)		3,226	1,749	4,795
財政調整基金	(百万)		718	286	1,004
減債基金	(百万)		305	183	488
その他特定目的	(百万)		2,203	1,280	3,483
地方債残高 合計	(百万)		34,998	9,131	44,129
普通会計分	(百万)		23,951	7,292	31,243
公営企業会計分	(百万)		11,047	1,839	12,886
うち法適用	(百万)		2,134	0	2,134
うち非法適用	(百万)		8,913	1,839	10,752

3) 議員数等

(平成20年4月1日現在)			小林市	野尻町	合計
議員数	(人)		24	10	34
議員1人当たり住民数			1,714.6	867.0	1,465.3
報酬額	議長	(円)	369,000	293,000	
	副議長	(円)	326,000	216,000	
	委員長	(円)	313,000	205,000	
	議員	(円)	313,000	200,000	

4) 職員数等

(平成19年4月1日現在)			小林市	野尻町	合計
特別職					
給料額	市長・町長	(円)	788,000	600,000	
	副市長・副町長	(円)	602,000	500,000	
	区長(域自治区)	(円)	575,000		
一般職員					
一般職員数	(人)		354	103	457
職員1人当たり住民数			116.2	84.2	109.0
給料等	平均給料	(百円)	3,168	3,199	
	平均年齢	(歳)	39歳10か月	42歳5か月	

第1回 協議 報告 会 告

12月14日



合併の方式は編入合併、新市名称は「小林市」

合併の期日は平成22年3月23日(火)

昨年12月14日、小林市中央公民館大ホールで、第1回協議会を開催し、委嘱状交付、委員等の紹介が行われ、報告事項の説明と協議事項として、基本的項目である合併の方式、新市の名称、合併の期日等の協議・確認が行われました。

報告事項

協議会の設置までの経緯について

小林市・野尻町合併協議会の設置に至った経緯(下表)について報告しました。

協議会規約及び協議書について

協議会の組織や事務などを定めた「規約」と、1市1町の首長が協議会の運営に必要な事項をまとめた「協議書」について、説明と報告をしました。

幹事会規程について

幹事会の組織や運営に関して必要な事項を定めた「幹事会規程」の説明と報告をしました。

専門部会規程及び分科会規程について

幹事会の下に設置する専門部会及び分科会の組織や運営に関して必要な事項を定めた「専門部会規程」及び「分科会

●小林市・野尻町合併協議会設置までの経緯

年月日	経 過
平成20年 11月10日	野尻町長から小林市長に合併協議会設置を申入れ
11月11日	野尻町へ回答書を送付
11月18日 ~20日	野尻町住民説明会(4会場)
11月21日 ~27日	小林市住民説明会(6会場)
11月25日	合併協議会設置に関する確認書調印式
12月1日	小林市議会において合併協議会設置議案を可決
12月1日	野尻町議会において合併協議会設置議案を可決
12月1日	小林市・野尻町合併協議会を設置
12月3日	県知事に小林市・野尻町合併協議会の設置を届出

規程」の説明と報告をしました。

協議会から付託された事項について調査・審議などを行う小委員会を設置するための規程が、原案のとおり確認されました。

事務局規程について
協議会の全般的な事務を行う事務局の職務などに関して必要な事項を定めた「事務局規程」の説明と報告をしました。

協議録閲覧等規程について
協議録の閲覧や写しの交付について定めた規程が、原案のとおり確認されました。

財務規程について

協議会の予算や決算、収入及び支出の手続きなど、財務の取扱いに関して必要な事項を定めた「財務規程」の説明と報告をしました。

平成20年度事業計画について
平成20年度の合併協議の内容、新市基本計画の策定、ホームページの開設などを盛り込んだ事業計画が、原案のとおり確認されました。

委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
協議会の委員の報酬などについて定めた規程の説明と報告をしました。

平成20年度予算について
歳入歳出それぞれ2千万円とする予算が、原案のとおり確認されました。

組織体制について
協議会の組織体制に関して説明と報告をしました。

協議会スケジュールについて
協議会のスケジュールが、原案のとおり確認されました。

委員名簿については7ページをご覧ください。

事業計画と予算については、6ページをご覧ください。

協議事項

協議運営規程について

協議会の会議は原則公開を基本方針とし、議事の進行、協議録の作成など、協議の運営について定めた規程が、原案のとおり確認されました。

会議傍聴要領について

会議傍聴の留意事項について定めた要領が、原案のとおり確認されました。

小委員会設置規程について

本協議会で協議する合併協定項目について、「基本的協定項目」5項目、「合併新法に規定されている項目」6項目、「その他必要な協定項目」14項目の計25項目を提案し、確認されました。合併協定項目については、左下の表をご覧ください。

さい。
事務事業一元化の基本的な考え方について
事務事業の一元化にあたって、調整案を策定するための基本的な考え方と調整方針の分類方法について、確認されました。

合併の方式について
「野尻町の全区域を小林市の区域に編入する『編入合併』とする」ことを提案し、確認されました。

合併の期日について
「合併の期日は、平成22年3月23日(火)とする」ことを提案し、確認されました。

新市の名称について
「新市の名称は、『小林市』とする」ことを提案し、確認されました。

「新市の名称は、『小林市』とする」ことを提案し、確認されました。

新市の事務所の位置について

「・新市の事務所の位置は、現在の小林市役所（小林市大字細野300番地）とする。
・編入された現在の野尻町役場の位置に総合支所を置き、野尻庁舎と呼称する。
・現在の紙屋支所については、出張所とする」ことを提案し、確認されました。

新市基本計画策定方針について
「市町村合併の特例等に関する法律（合併新法）」に基づいて策定する新市基本計画について、5項目の指針などが原案のとおり確認されました。新市基本計画策定方針については、6ページをご覧ください。

電算システム関係について
電算システム関係について

「市町村合併の特例等に関する法律（合併新法）」に基づいて策定する新市基本計画について、5項目の指針などが原案のとおり確認されました。新市基本計画策定方針については、6ページをご覧ください。

は、住民サービスの低下を招くことのないよう、合併時の安定稼動をめざし、次の基本方針により統合を図る。

① 住民サービスの低下を招かぬよう、合併時からの安定稼動を最優先とし、統合経費は必要最低限に抑える。

② 住民サービスの向上や行政の効率化につながるように配慮する。

③ 個人情報や電算システムで取り扱うデータについては、最大限の注意を払うものとする。

以上の基本方針と「小林市のシステムを基本に統合する」などの統合方針、電算システム統合の必要性について説明し、原案のとおり確認されました。

合併協定項目

● 基本的協定項目

1 合併の方式
2 合併の期日
3 新市の名称
4 新市の事務所の位置
5 財産及び債務の取扱い

● 合併特例法に規定されている協定項目

6 議会議員の定数及び任期の取扱い
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8 地方税の取扱い
9 一般職の職員の身分の取扱い
10 新市基本計画
11 地域自治区の取扱い

● その他必要な協定項目

12 特別職の職員の身分の取扱い
13 条例、規則等の取扱い
14 事務組織及び機構の取扱い
15 一部事務組合等の取扱い
16 使用料、手数料等の取扱い
17 公共的団体等の取扱い
18 補助金、交付金等の取扱い
19 自治会・行政連絡機構の取扱い
20 町名・字名の取扱い
21 慣行の取扱い
22 国民健康保険事業の取扱い
23 介護保険事業の取扱い
24 消防団の取扱い
25 各種事務事業の取扱い

平成20年度事業計画

1 会議の開催

- ① 協議会の開催
 - ・第1回の協議会を12月14日(日)に小林市で開催
 - ・会議開催日及び開催時間の原則
12月14日(日)、12月24日(水)、平成21年1月8日(木)、3月26日(木)
 - 会議時間 午後1時30分～
- ② 幹事会の開催
 - ・協議会前に、協議会提案事項について協議、調整を行う。
- ③ 専門部会・分科会の開催
 - ・事務事業の一元化にあたって、事業や制度の比較検討を行い、課題や問題点を抽出、整理し、協議会に提出する調整案を策定する。
- ④ 小委員会の開催
 - ・協議会から付託された事項について、調査、審議を行う。

2 情報提供及び広報啓発活動の実施

- ① 協議会ホームページの開設
 - ・協議内容や議事録等を公表するとともに、協議会傍聴案内等も行い、広く情報提供を行う。
- ② 協議会だよりの発行
 - ・合併協議会での協議内容、進捗状況等を広く情報提供することとし、各世帯(約19,300世帯)に配布する。協議会開催後に発行予定。

- ③ 新市基本計画(概要版)の配布
 - ・新市基本計画の概要版を作成し、各世帯(約19,300世帯)に配布し、住民の理解を深める。
- ④ 先進地視察研修の実施
 - ・専門部会の円滑な運営と合併準備に向けた調整作業の効率化を図るため、先進地視察研修を実施する。

3 調査・研究事業

- ① 条例・規則等の調査及び一元化
 - ・行政制度・事務事業の調整結果を基に、現在の小林市の制度を基本とし調整を行う。
- ② 電算システム統合見積精査・計画検討
 - ・電算システムの統合に向けて、統合経費の見積精査、統合計画の検証を行う。
- ③ 新市基本計画の作成
 - ・新市の将来を展望した長期的視野に立ったまちづくり計画や合併した場合の財政見通し等の財政計画を作成する。

4 その他の事業

- ① 合併協定項目の検討
 - ・合併協定項目について、協議を行う。

平成20年度予算

【歳入】

(単位：千円)

科目	金額	説明
負担金	19,998	構成団体負担金 小林市 13,259 野尻町 6,739
雑入	2	預金利子、情報公開複写料
合計	20,000	

【歳入】

(単位：千円)

科目	金額	説明
会議費	1,056	委員報酬・費用弁償、会議録作成手数料など
事務費	7,030	旅費、消耗品、光熱水費など
事業推進費	11,464	業務委託料、協議会だよりの印刷など
予備費	450	
合計	20,000	

新市基本計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

本計画は、小林市及び野尻町(以下「1市1町」という。)が持つそれぞれの地域の自然や環境に配慮するとともに、歴史・文化・伝統等を尊重し、1市1町が合併した場合のまちづくりの基本方針を定め、両市町の総合計画を踏まえて総合的な基本計画を策定するものとする。

これにより、1市1町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示すものとする。

2. 計画策定の指針

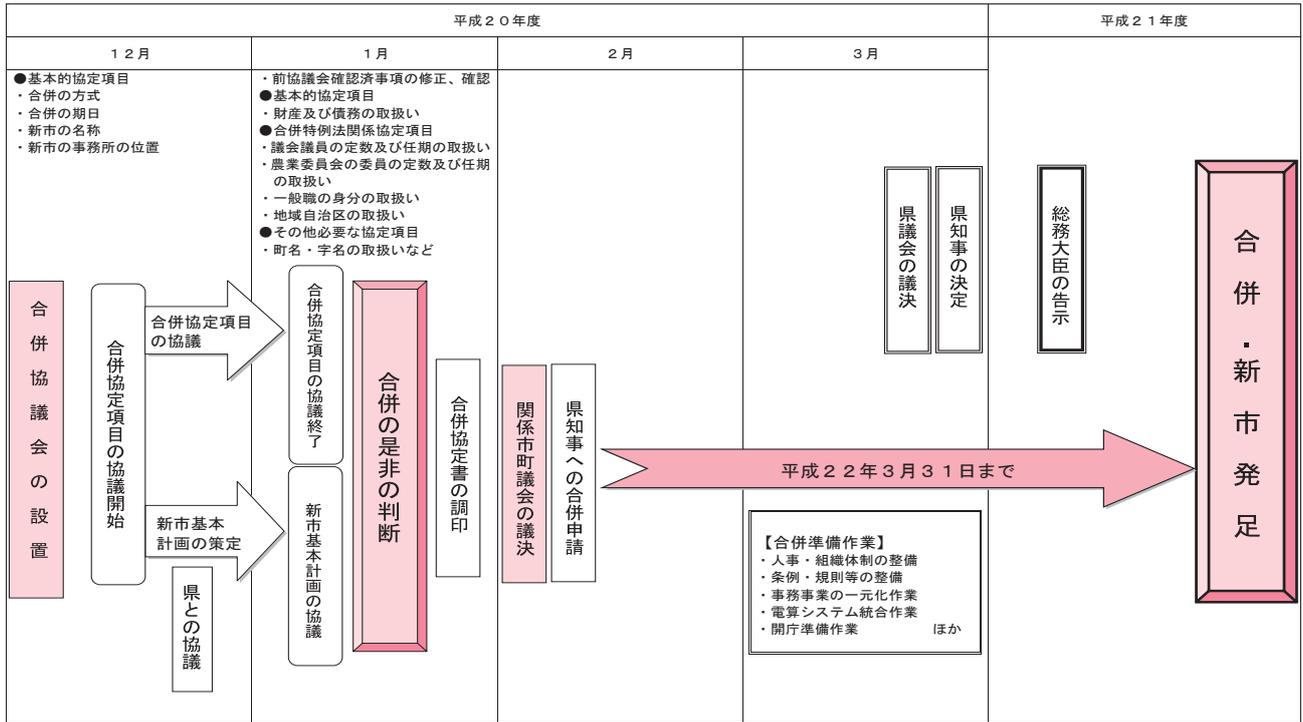
- (1) 合併後の新市の施策については、有効性・効率性や緊急性・地域性などを十分検証し、真に必要なまちづくりに資する事業を選定する。
- (2) 単にハード面の整備充実だけでなく、ソフト面にも十分配慮した計画とする。
- (3) 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域性や財政事情等を考慮しながら行うものとする。
- (4) 地方交付税、国・県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全な財政運営に裏付けられた計画とする。
- (5) 本計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等を高める役割を担うものとし、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。

3. 計画内容

- (1) 計画の対象区域
1市1町の区域

- (2) 計画の期間
合併毎度及びこれに続く10年間について定めるものとする。
- (3) 計画の構成
本計画は、まちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成する。
- (4) 財政計画
 - ① 策定の趣旨
財政計画は、新市基本計画に定められた施策を計画的に実施していくために、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものである。
このため、財政計画は、現行制度を基本とし、新市の主要施策を推進するにあたって必要となる財源の見通しと、その重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。
 - ② 策定の基本的な考え方
合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に策定するものとし、合併による歳入の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、更に国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、新市基本計画を財政面から検証することとする。
- (5) その他
本計画の策定にあたっては、住民と行政が新しいまちづくりの将来像を共有し、その実現に向けてともに行動していくことが重要であることを念頭に置き、住民の視点に立った計画づくりに努めるものとします。

小林市・野尻町合併協議会のスケジュール



合併協議会委員等名簿

(敬称略) ◎会長、○副会長

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
◎小林市長	ほり たいいちろう 堀 泰一郎	○野尻町長	なが せ みちひろ 長瀬 道大
小林市議会議長	なか や しきけい じ 中屋敷慶次	野尻町議会議長	ふちがみ さだつぐ 淵上 貞継
小林市議会副議長	こぼた としはる 小島 利春	野尻町議会副議長	くすもと ちえ こ 楠元千恵子
小林市議会議員	さいどう きいち 西道 紀一	野尻町議会議員	ふくもと せいざく 福本 誠作
小林市議会議員	くぼ た やすひろ 久保田恭弘	野尻町議会議員	すぎもと とよと 杉元 豊人
小林市議会議員	しゅどう み や こ 首藤美也子	野尻町議会議員	さかした はるのり 坂下 春則
小林市議会議員	まつもと あさのり 松元 朝則	学識経験者	みこしな すお 見越南州男
学識経験者	ながの もとすけ 永野 本助	学識経験者	ふるかわ ゆきお 古川 幸男
学識経験者	やまだ ふくお 山田 福雄	学識経験者	くすもと ふたみ 楠元フタミ
学識経験者	たねだ よいち 種子田與市	学識経験者	たけやま あきのり 竹山 昭徳
学識経験者	さかもと しんぺい 坂本 新平	【顧問】	
学識経験者	にしおか おさなり 西岡 長成	市町村合併支援室長	さかもと じひろ 坂本 義広
学識経験者	しも べつぷ あきら 下別府 明	西諸県農林振興局長	ごとう だえつ お 後藤田悦男
学識経験者	たがわ つづ こ 高岩都津子	【監査委員】	
学識経験者	りゅうじん とよみ 龍神 豊美	小林市会計管理者	よしまる せし 吉丸 政志
学識経験者	さかした みちよ 坂下実千代	野尻町会計管理者	さこう しげなり 酒匂 重成

第2回 協議 報告

12月24日

新市基本計画、確認済みの合併協定項目の修正を確認 議会議員の定数及び任期の取扱いは継続協議

昨年12月24日、野尻町農村環境改善センターホールで、第2回協議会を開催し、新市基本計画（素案）と、前協議会で確認済みの合併協定項目を修正した調整方針についての協議・確認が行われました。



報告事項

第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、報告しました。

協議事項

前協議会で確認済みの合併協定項目について

小林市・高原町・野尻町合併協議会で確認済みの合併協定項目について、小林市と野尻町での場合の修正した調整方針を提案し、確認されました。

議会議員の定数及び任期の取扱いは、野尻町から野尻町議会議員10人が、小林市議会議員の任期期間である平成23年4月30日までそのまま残る、「在任特例」の適用について要望が出されました。



小林市が「検討する時間が必要」との理由から、持ち帰って平成21年1月8日の第3回協議会で回答をすることとしたため、継続協議となりました。

調整の内容については、9ページから17ページの一覧表のとおりです。

保健・医療関係（医療）について

保健・医療関係（医療）について、病院の名称等、病院施設の改築状況、診療所についての調整方針を提案、協議し、原案のとおり確認されました。調整の内容については15ページのとおりです。

新市基本計画（素案）について

1市1町の合併を想定して、新市の基本方針や分野別の基本計画、財政計画を取りまとめた、新市基本計画（素案）について、提案、協議し、原案のとおり確認されました。

新市基本計画については、県との協議を経て、本案として決定されます。

新市基本計画については、新市基本計画概要版を各戸配布する予定です。

●前協議会での確認済みの協定項目について、次のとおり変更して確認されました。

番号	協定項目	調整の内容
5	財産及び債務の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2. 共通する基金は、整理・統合を図るものとする。
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。 2. 野尻町の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。 3. 在任特例適用後、両市町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。 4. 農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。
8	地方税の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人市町村民税 納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。 2. 法人市町村民税 納税義務者、税率（均等割）、申告期限、納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。 3. 固定資産税 納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については、現行のまま、新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。 4. 都市計画税 小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。 5. たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。 6. 青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。 7. 地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。
9	一般職の職員の身分の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。 2. 給料表については、合併時に小林市の給料表に統一する。野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。
11	地域自治区等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置する。 また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。 2. 新市において、小林市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。

12	特別職の職員の身分の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。 2. 非常勤特別職の報酬額について <ol style="list-style-type: none"> (1) 同種の附属機関等の委員について小林市の金額を基本とする。 (2) 両市町における独自の附属機関等の委員についてそれぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。 (3) 学校医、学校歯科医等について医師会等との調整により決定する。 3. 非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。 4. 特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。 5. 特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会（農業委員会を除く。）については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。 (2) 報酬等については、小林市の制度等を適用する。
13	条例、規則等の取扱い	<p>条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。</p>
14	事務組織及び機構の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新市における組織及び機構は整備方針のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。 2. 附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。 3. 行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。
15	一部事務組合等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 西諸広域行政事務組合については、野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市、えびの市及び高原町による一部事務組合とする方向で調整する。 2. 小林野尻高原衛生事業事務組合については、野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市と高原町による事務組合とする方向で調整する。 3. 霧島美化センター事務組合については、野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市と高原町による事務組合とする方向で調整する。 4. 宮崎県市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、野尻町は合併の日の前日をもって両組合から脱退する。ただし、宮崎県市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。 5. 宮崎県後期高齢者医療広域連合については、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。 6. 野尻町の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。
16	使用料、手数料等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。 2. 独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。

17	公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2. 上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 3. 上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。 4. 上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。
18	補助金、交付金等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。 2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。 3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。
19	自治会・行政連絡機構の取扱い	<p>自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。 2. 区長の業務のうち、野尻町の文書送達業務は、廃止する。 3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。 4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。
20	町名・字名の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。 2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、野尻町の区域は、「小林市」の次に「野尻町」を付す。 3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。
21	慣行の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。 2. 市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、野尻町の制定項目は、培ってきた植樹等の活動を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。 3. 市章については、小林市のとおりとする。 4. 市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市の市民からの公募等により制定する。 5. 市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。

22	国民健康保険事業の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。 2. 一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。 3. 出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。 4. 葬祭費については、野尻町の制度を適用する。 5. 温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。 6. あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、野尻町の制度等に統一する。 7. 人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。 8. 保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。 9. 国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。 10. 国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。
23	介護保険事業の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。 2. 介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。 3. 介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。 4. 地域支援事業については、同種の事業については合併時に統合するよう調整することとし、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。 5. 地域包括支援センターの運営については、現行のまま、新市に引き継ぐ。 6. 地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。 7. 在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ（総合相談窓口）として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。
24	消防団の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 条例等は、小林市の条例等を適用する。 2. 消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。 3. 消防団員は、新市に引き継ぐ。 4. 消防団員の定員については、現行のまま、新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。 5. 車両等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。 6. 報酬等については、小林市の制度等に統一する。 7. 退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置（退職慰労金）を適用する。 8. 消防団の出動要請方法については、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。

25 各種事務事業の取扱い	
1	<p>総務関係</p> <p>1. 情報公開について (1) 情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。 (2) 個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。</p> <p>2. 表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。 栄誉町民については現行のまま、新市に引き継ぐ。</p>
3	<p>広報広聴関係</p> <p>1. 広報紙 広報紙の配布方法については、小林市の制度等に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度等に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。</p> <p>2. 市勢・町勢要覧、便利帳 市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度等に統一する。</p>
4	<p>防災関係</p> <p>1. 防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。 2. 地域防災計画は、野尻町を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。</p>
5	<p>高齢者福祉関係</p> <p>1. 施設整備補助金交付制度 施設の老朽化や建築基準法改正による整備が生じる可能性があるため、現行の小林市の制度等を継続する。なお、補助金額等については、合併までに調整を図る。</p> <p>2. 養護老人ホーム 養護老人ホームについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 配食サービス 対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。</p> <p>4. 外出支援サービス 地域の実情を踏まえ、現行のまま、新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。</p> <p>5. 緊急通報システム事業 委託先は、小林市の制度等に統一するが、利用料については、合併後2年を目処に統合するよう調整する。</p> <p>6. シルバー人材センター 各シルバー人材センター間で協議のうえ、合併までに統一する方向で調整する。</p> <p>7. 寝たきり老人等介護見舞金 小林市の制度等に統一するが、支給額、対象要件については、合併までに見直し調整する。</p> <p>8. 福祉タクシー 小林市の制度等に統一するが、支給対象者等の見直しを検討し調整する。</p> <p>9. 敬老祝金 敬老祝金の支給については、小林市の制度等に統一する。</p> <p>10. 敬老関係事業 敬老関係事業及び合同金婚式については、地域の特性を考慮し、当面現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後に見直し調整する。</p>

6	障がい者福祉関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者福祉計画 計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりを含め、合併後1年を目処に新たな計画を策定する。 2. 障害福祉計画 平成21年度の第2期計画策定時に、計画の策定方法や見込量の算出方法を統一し、合併後1年を目処に統合するよう調整する。 3. 重度心身障害児年金 小林市の制度等に統一する。 4. 重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、小林市のみのも単独助成事業分については、現行補助率の2分の1とする方向で調整する。
7	児童福祉関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま、新市に引き継ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営形態については民間委託等を含めて検討し、随時調整する。 2. 保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、平成25年度に小林市の制度等に統一する。ただし、合併年度は合併前の市町の例による。 3. 保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合するため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃止する。 4. 出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は経過措置として平成24年度まで継続する。
8	その他の社会福祉関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務所に統合するが、窓口サービスの低下を招くことのないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓口を設置する。 2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中において、そのまま新市に引き継ぐ。 3. 平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま、新市に引き継ぎ、地域別の開催を継続するが、将来的には合同で追悼式を開催するよう調整し、同時に補助金等についても統一するよう調整する。
9	保健・医療関係 【保健、健康づくり】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点とする。センターの機能を効率的に活用しながら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整する。 2. 母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。 3. 成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診）については、集団検診における個人負担金は、現在調整を行っており、平成21年度に統一される。委託先を含む検診の差異については、統一する方向で合併時までに調整する。

9	保健・医療関係 【医療】	<p>1. 病院の名称等について 住民の健康増進と福祉充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、小林市立市民病院（新たな名称に変更予定）として現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 病院施設の改築状況について 小林市の計画を進め、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 診療所について 西小林診療所、須木診療所、須木歯科診療所、内山へき地診療所については、地域医療の確保のため、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
10	生活環境関係	<p>1. 収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数（直営・委託）は、現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>2. ごみの処理施設については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。</p> <p>3. 中間処理施設（焼却・破碎）、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。</p> <p>4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。</p>
11	農林水産関係	<p>1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。</p> <p>2. 畜産関係について (1) 畜産振興対策事業・単独事業（受精卵移植事業） 畜産振興対策事業・単独事業（受精卵移植事業）については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。 (2) 畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備） 畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。 (3) 畜産振興対策事業（貸付・基金） 畜産振興対策事業（貸付・基金）については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。 (4) 第三セクター（株式会社のじりアグリサービス） 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 耕地関係について (1) 土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の見直しを行い、新規事業の受益者負担割合については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。 (2) 土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度等に、野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。 (3) 土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一する。 (4) 土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。</p>
12	商工・観光関係	<p>1. 商工業振興事業について (1) 奨励措置については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正する。</p> <p>2. 商工業関係団体について (1) 商工団体 現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。 (2) 第三セクター（有限会社のじり農産加工センター） 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。</p>

12	商工・観光関係	<p>(3) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。 ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。</p> <p>3. 観光振興事業について</p> <p>(1) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。 ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。</p> <p>(2) 観光施設整備事業 観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。</p> <p>4. 観光関係団体について</p> <p>(1) 観光協会 観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう観光協会へ協議調整の支援を行う。</p> <p>(2) 第三セクター（株式会社北きりしまリゾート牧場・ハーメックのじり株式会社） 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。</p>
14	建設関係	<p>道路・橋梁関係について</p> <p>【道路維持】 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。</p>
15	下水道関係	<p>1. 公共下水道事業について</p> <p>(1) 下水道使用料 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。</p> <p>(2) 受益者負担金 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。</p> <p>2. 農業集落排水事業について</p> <p>(1) 使用料 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。</p> <p>(2) 分担金 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。</p>
16	水道関係	<p>1. 上水道事業について</p> <p>(1) 水道料金の算定方法 現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 水道加入金 現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 簡易水道事業について</p> <p>(1) 水道料金の算定方法 当面は、現行の料金体制を維持し、将来的には妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。経営状況を分析する。</p> <p>(2) 水道加入金 一次側においては、すべて水道事業者が管理する方向で調整する。当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。</p>

17	学校教育関係	<p>1. 小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。 小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、野尻町では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。</p> <p>2. 奨学金、育英資金については、小林市の制度等に統一する。 教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。</p>
18	社会教育関係	<p>成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。</p>
19	その他関係	
①	市町の計画、 運輸・通信	<p>1. 市町の計画について 総合計画については、小林市の制度等に統一することとし、合併翌年度に、野尻町の施策及び新市基本計画を踏まえ、小林市の総合計画を一部見直す。</p> <p>2. 運輸・通信について コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。</p>
②	企画	<p>ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。</p>
③	住民	<p>【住民窓口（支所・出張所等での取扱い）】 野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならい調整する。西小林出張所及び紙屋支所（出張所）の窓口業務は、現行のまま、新市に引き継ぐ。</p>
④	選挙	<p>1. 投票所については、現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 投票所の閉鎖時刻について 合併後、最初に行われる一般選挙 有権者の投票行動等を十分検証する必要があるため、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。</p> <p>3. 期日前投票所は本庁、須木庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。</p> <p>4. 開票所について 合併後、最初に行われる一般選挙 1開票所に集約し、一括して開票事務を行う。</p> <p>5. 開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるため合併までに調整する。</p> <p>6. 選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。</p>
⑤	交通安全	<p>交通指導員については、現状の実人員24名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。</p>

委員から次のような質疑・意見が出されました。

議会議員の定数及び任期の取扱い

野尻町委員：前回の合併協議会において、小林市と野尻町では、合併協定項目のすべてにおいて100%合意をしているところであります。今回の法定合併協議会設置に関する確認書の第1の1については、もとより承知の上で尊重しなければなりません。したがって、ここで再び持ち出すのは心苦しいのですが、物は相談ということもありますので、舞台が1市1町に変わったことも併せて、お取り計らいいただくようお願いしたいと思っております。結論から申し上げますと、議員の在任特例を認めていただくようお願いしたいと考えております。区長の任期についても、須木との兼ね合いもあり、住民から延長の声がありますが、これについては、地域自治区が設置されるので、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進など、住民の多様な意見が反映されることを期待して、このことはそちらに委ねたいと思っております。在任特例には3つの理由があります。まず一つは、合併の住民説明会では反対の声はまったくなかったですが、合併に対する大きな期待と、反面、未知に対する一抹の不安があるという雰囲気を感じました。この不安は、当然解消に努めなければならない重要課題だと思っております。合併は合併の日がゴールではなく、スタートであります。合併後の新小林市のまちづくりこそが重要であることは申すまでもありませんが、そのため、やはり1、2年は基礎固め、地ならしが必要と思っております。2つ目は、議場の収容確保だが、1市1町の合併では、議員総数が34名だから十分対応できること、さらに財源については定数、在任の両特例を比較しても、ほとんど変わらないということです。3つ目に、ソフトバンクの孫正義社長の言葉を引用すれば、「迷ったら長い先を見ろ」と言っています。目先の判断は時代の空気に惑わされるが、長期的には必ず理論的な結論に達するという意味であります。それを誤ると、もっとも大事な物を失います。「合併は百年の計」と言いますが、50年、百年の長いスパンで考えるべきではないかと思っております。在任特例は13か月の延長となるが、百年は1千2百か月であり、1千2百分の13、すなわち92分の1であります。13か月はアッという間に過ぎます。合併を結婚に例えると、小林市

と野尻町は3回目の見合いであります。合併はおそらく今回が最後のチャンスです。合併に関する両市町の住民意識は成熟期にあります。結婚が嫌で駄々をこねているではありません。野尻町の大方の町民は、身も心もまっさらでお嫁に行きたい、そして一日も早く小林市の色に染めてほしいと望んでいます。合併調印式は、和気あいあいの中で迎えられたらいいなと思っております。寛大なご高配を賜りますようお願いを申し上げます。

野尻町委員：野尻町は6名の区長がいますが、各區長から「在任特例をどうしても認めてほしい」という町民の声があるということを知っています。是非お願いを申し上げたいと思っております。1市2町の協議会ではすでに決定していることですが、大変申し訳ないですが、自治区長のことにもさることながら、ぜひ議員の在任期間を認めていただきたい。

会長：1市2町で協議が整っていることを基本にということをご理解を賜っていますが、お2人のご意見は、野尻町民の総体の声として、私どももお聴きしたいと思います。小林市には小林市のいろんな考え方があり、この場で結論を出すということは難しいため、このことについては小林市が持ち帰らせていただき、小林市の中で協議をして、来たる1月8日の第3回協議会で小林市からの回答を併せて、調整方針の最終確認をさせていただきたいと思っております。今日は持ち帰らせていただくことで、ご理解を賜りたいと、野尻町の皆様方をお願いいたします。

小林市委員：今回の合併については、「前回の確認事項を基本とする」と謳われていますが、10項目の確認事項があり、この中の1番目にそれが謳われています。対応方針・調整方針の修正については、極めて必要性の高いものに限り謳われています。今、議員定数の件が出てきましたが、こうなるとここが覆されていくのではないかと心配しています。初めて聴いたことであり、前回のときにも、区長制度と議員定数については非常に侃侃諤諤と協議して、小林市が歩み寄って区長制度を決定しました。在任特例に至る経緯が3つ出てきましたが、それは当然のことであって、議員の定数だけでなく、住民は不安を抱えているであろうと思っております。なぜ議員の在任だけが上がったのか、理解に苦しんでいます。我々も持ち

帰って議会で協議しなければならないので、なぜここに至ったのか、例えば議会サイドでも良いので、代表として聴かせていただきたい。

野尻町委員：私たちは、前回も在任特例の要望をしました。それについては委員会の中で、十分協議した内容だったと思っています。しかしながら、やはり合併を前提としたまちづくりを進めるためには、あくまでも議員自らが協議に参加して、本来のまちづくりをすべきであるということで、定数特例という小林市の考え方を示しながら、前回の協議を続けた経緯があります。今回、お二方の委員から在任特例の要望があったが、私たちは議員として、いろんな角度から合併に対して協議を重ねてきました。そういった中で、協議すべき内容が、議員は財政問題だけが先に走っていたのではないかと。今回、高原町が協議を抜けられ、1市1町で協議を続けていますが、野尻町民は合併に対する不安は、町の姿がわからないことでもあります。私たち議員は、本当のまちづくり、今後の財政基盤の強化、合併することによって財政基盤の強化を図ろうという街づくりを進めてきました。忘れてはいけないのは、まず地域のまちづくり、それには地域協議会を設けて、今後のまちづくりを進めなければなりません。そのためには、地域の代表である議員が、短い期間ですが新市において一緒になって、本当のまちづくりをすべきではないか。そのためには、地域の意見を吸い上げた当初のまちづくりが必要であると考えています。新市における小林市全体のまちづくりについて、ご理解をいただきたい。

小林市委員：基本的には持ち帰りと会長がおっしゃっているので、持ち帰って議論することになりますが、10月まで宮々と議論を重ねてきたことは、まずもってきちんと踏まえることが大事です。財政問題だけが先走ったと言われたが、そもそも合併は、国の財政事情も含めてかなりお互いに厳しい状況に追い込まれています。一時的には何らかの手当てがあるが、基本的にずっと右肩下がり国歳出抑制策の中で、特に我々地方の場合は、農村地方の場合は、すごい痛手を被っています。三位一体改革の問題でも、結局、財政基盤の脆弱な我々にとっては、地方六団体が地方分権を言ってきて、税源移譲をされたが、むしろ逆の結果を招いています。そこで国は合併を促進させようとして、いろんなことをやってきましたが、財政問題抜きにしては、合併は語れま

せん。2回、3回といろんな協議をしたが不調に終わって、今、新たなテーブルについて合併しようとしています。そこにはそれぞれの決意がないと、今までの議論は何だったのかと問い返したくなります。「編入でも結構だから合併させてください」とおっしゃっていたことは、何なのですかということをお聞きしておきたいと思います。

高原町が病院問題でだめだと言われましたが、西諸の医療体制は一向に問題は解決していません。お互いにもっと広い見地に立って、議論が最後になってできなかった医療体制の問題とすれば残念ですが、百年の大計に立った見方をしなければいけない。もう一つは、新市基本計画のアンケートでは、議員定数をどうするかも大きな議論の一つだったが、今、地方分権が進む中で、自治というのは、執行権を持っている首長の団体自治、チェック機関である議会、もう一つは地方自治法に最初に出てくる住民です。住民が主体のまちづくりをしっかりと創り上げていかないと、ここが百年の大計ということでもあります。住民は、ともすれば、案外軽視されてきたのではないのでしょうか。お互いに共通する部分があるのではないですか。住民が協働・参画する時代だから自治区が大事。では自治区をどうやって創っていけば良いのか。どういう地区別のまちづくりをしていけば良いのか、ずいぶん議論したと思っています。住民の懸念や不安というのは、まさしくそういうところです。団体自治のところでは住民は陳情等で意見を上げて、地域のことを解決してきましたが、執行権者、議会、住民が三位一体となつてのまちづくりをどう創っていくのかというのが、私たちに与えられた使命であります。そこをしないと合併の意味はない。基本を抑えながら議論をしていかないと、個々の問題で少し譲歩していただけないかと言う議論になってしまいます。それはあんまり良くないのではないですか。

小林市委員：巷では、野尻町議会にも合併反対の方がいて、住民投票まででしょうか、あるいは小林の財政状況は悪いのになぜ合併するのか、という兆しが現れて、活動している人がいます。その辺の野尻町議会としての一致はできないものか。小林市議会でもそこを心配して、もし合併すれば、そういう人たちと一緒に活動しなければならない。野尻町議会として、そういう方たちもすっきりした形で合併に臨めないものか、と心配している市議会議員もいること

をお含み置きいただきたい。

野尻町委員：合併について、野尻町議会が一枚岩でないことは、常々申し上げてきましたが、ただ今指摘されたような動きもありましたが、今後、1市1町での会議内容を熟知される中で、ある程度理解をされてくるのではないかと思います。在任特例ということになれば、一緒に新しいまちを創っていかねばならないので、私も議長として、微力ながら努力していくつもりであります。

野尻町委員：現在の野尻町の農業委員会委員の定数は11名だが、それぞれの担当区を設けて自分の担当区の業務を責任もって行っている。合併では在任特例適用になると、選挙委員の6名ののみが在任となります。今までの約半分の定数になり、1人で2人分の業務を行うこととなります。また小林市の委員は合併前に選挙が行われます。農業委員の任期は3年となっており、野尻町の委員は次の選挙まで6名の委員が大変苦勞され、業務が停滞しないか心配しています。住民の方々の農地を守っていく責任ある農業委員の仕事です。野尻町の農業委員の定数について、選任委員の配慮など、ご検討くださることをお願いします。

農業委員会分科会：選任委員は農業委員会法で決まっているため、それに基づいて処理させていただきたい。6名の地区担当委員がいますが、後の選任委員3名は、合併後にご意見に沿うように検討をさせていただきたいと思います。

児童福祉の取扱い

野尻町委員：保育料について伺いたい。1市2町の協議の中で、4段階までが激変緩和措置の範囲で、後は入っていないということでしたが、そこはどうなったのか。

厚生部会：全階層区分の保育料について、激変緩和措置で対応したいと考えています。

野尻町委員：今回、激変緩和を1年延ばしていただいたが、現在、軽減率は小林市が24.4%、野尻町34.3%で10%の開きがあります。県内では宮崎市が29.1%、西都市が25.5%、小林市が3番目で県内の市では軽減率が高いが、野尻町と小林市を合算すると、25.9%の軽減率になります。25.9%の軽減率を維持できなかったのか。小林市の軽減率に4年後に合わせるようになった経緯を知りたい。

厚生部会：小林市の軽減率は県内で3番目ですが、だいたい財政を圧迫しており、単独であれば、そろそろ保育料の値上げを検討している時期でし

たので、今回は現状維持で野尻町の保育料を段階的に上げて統一するような激変緩和措置を採りました。法定の基準が上がらない限りは、現状維持でやっていきます。

野尻町委員：合併協議の中で軽減率が前面に出てきて、住民はどのくらい保育料の軽減を受けているのか、そのありがたさがなかなか分かっていないのが、現状です。合併協議で軽減率が出てきたのが、住民の皆さんからすれば、軽減を受けていることが分かったのではないかと。これから先、新市基本計画の中で少子高齢化対策、人口減を少なくすることを考えると、子育て支援は大事なことだと思います。軽減策の方法等は新市の中で検討しなおして、施策が十分生かせるような方法を検討してほしいと思います。

農林水産事業の取扱い

小林市委員：農業関係で「必要に応じて新たな単独事業の創設に努める」という文言が加わっていますが、分科会ではどういう議論がされたのか。農林畜産業の振興は、お互いに共通する問題であり、合併によって今までより力を発揮できないと、合併した意味がないと思います。

産業建設部会：協議会では単独事業しか上がっていませんが、現況調書の中で国庫事業、県単独事業も上がっており、より積極的に国・県の事業を取り入れ、農業の生産性の向上、農家の経営的負担の軽減、新市の財政抑止を考えています。単独でやるよりも国・県事業でやれば、新市の財政負担は軽くなり、農家の経済的負担は少なくなります。これまでは合併後3年を目処に統合するという調整するという文言で終わっていましたが、時代の流れとともに新たなものは必要になってくるかも知れない。その時には、新市の中で農業振興を積極的に図ると言う意味で、こういう文言を挿入しました。考え方としては、従前とまったく変わっていませんが、より理解いただけるような形で表現を変えさせていただきました。

小林市委員：合併の効果は人件費の削減が一番であり、やらないといけません。市町村の境界を取り払ったことによる、新たな施策をどう創っていくのがきわめて重要です。お互いに共通する課題である農林畜産業に、もっと発展する方策をしっかりと検討してほしい。境界を取り払ったことによる新たな事業の展開を期待しています。

第3回 協議 報告

1月8日



野尻町の議員に「在任特例」適用、新市議員定数は22人に削減 合併協定書を確認、全項目の協議を終了

1月8日、小林市中央公民館大ホールで第3回協議会を開催しました。野尻町の議会議員に在任特例を適用、最初の一般選挙の議員定数は現在の24人を22人に2人削減することを確認、合併協定書について、確認しました。今回で43項目の協定項目すべての協議を終了しました。

報告事項

第2回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第2回協議会以降に開催された、会議等についての経過について報告しました。

小林市・野尻町合併協議会ホームページ開設について

合併協議会の活動状況等を周知するため、昨年12月19日から、合併協議会のホームページを開設したことを報告しました。

廃置分合関連議案について

1月29日に開会する両市町の臨時議会に、提案予定の廃置分合（合併）関連議案について、説明しました。

電算システム統合業務の事務の委託について

合併後の業務が円滑に行えるよう電算システムを統合する業務について、野尻町が小林市に事務を委託して行うことを報告しました。

新市基本計画の概要版について

新市基本計画の概要版を作成し各世帯に配布して、住民

協議事項

前協議会で確認済みの合併協定項目について

前回、継続協議となっていました議会議員の定数及び任期の取扱いについて、小林市から「野尻町の議会議員は在任特例を適用し、小林市の議会議員の残任期間に限り在任する。在任特例適用後の最初の一般選挙の議員定数は22人とする」旨の検討結果を回答しました。

小林市の提案した修正案について、小林市委員の一部から、在任特例適用に反対の意見が出されたため、挙手採決の結果、賛成23人、反対2人の賛成多数で小林市の修正案を確認しました。

合併協定書（案）について

これまでの協議結果をまとめた合併協定書（案）について確認結果を踏まえ、一部修正して提案し、原案のとおり確認しました。

に周知し、理解を深めていただくことを報告しました。

● 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり修正して確認されました。

番号	協定項目	調整の内容
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 野尻町の議会の議員については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第9条第1項第2号の規定を適用し、小林市議会議員の残任期間に限り在任するものとする。 合併後、最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定を適用せず、議会議員の定数は22名とする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。 議場、委員会室等については合併までに調整する。 在任特例期間中の野尻町議会の議員の報酬については、現行の野尻町の報酬額（200,000円）とする。 政務調査費の取扱いについては、小林市の制度に統一する。

委員から次のような質疑・意見が出されました。

議会議員の定数及び任期の取扱い

【小林市からの検討結果の回答】

小林市議会議員長：第2回小林市・野尻町合併協議会において、野尻町から議員定数については在任特例でお願いしたいとの申し出があり、持ち帰り協議となった事を受けて、小林市議会としては12月25日に全員協議会を開催し、協議を行い各議員からは様々な意見等が出されました。

在任特例では、今回3回目の合併協議会であり、議員定数の問題で破綻することがあってはならない。野尻町の報酬据え置きなどの財政的な面や議場の確保等を考えたら、大きな度量を持って受け入れるべきではないか。ただ、このことが他の調整項目にまで影響しないということが条件である。野尻町の住民の心情及び議員のことを考えて、編入合併ではあるが報酬もそのままいいということであれば、小林市は大きな気持ちで受け入れるべきではないか。

定数特例では、1市2町での協議では財政面を考えて定数特例という事でまとまった経緯がある。状況が変わったというならすべての項目を協議しなおすべきではないか。市民は定数特例という事で認識しているのではないか。

議員定数が緊急性の高いものとは思わない。どういつもりで合併協議会に臨んでいるのかわからない。編入合併なので在任特例じゃないと崩れるというのはおかしいと思う。1市2町での合併協議で決めた定数特例を崩してはいけない。など、それぞれの考え方が出されましたが、協議の結果としましては、在任特例が15人、定数特例が8人、保留が1人という状況でした。

また、在任特例適用後の最初の一般選挙の議会の議員の定数につきましては、24人が適当ではないかとの意見が出され、確認がなされたところであります。以上が小林市議会としての協議内容等であります。

小林市長：協議第16号の1・前協議会で確認済みの合併協定項目のうち、協定項目第6号・議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小林市選出の合併協議会委員の総体的な意見について集約いたしましたので、私からご報告を申し上げます。

昨年12月24日に開催しました第2回合併協議会におきまして、野尻町からの申し出のありました「野尻町の議会の議員に在任特例を適用していただきたい」との要望意見を受けまして、小林市としまして

は、さきほど中屋敷議長からご報告がありましたように、小林市議会は昨年12月25日に全員協議会において議会としての意見を集約されました。

また、小林市選出委員としましては昨日、全委員が出席いただく中で、約3時間半の長時間にわたり、侃侃諤諤とそれぞれの意見を出し合い、熱心に議論する中で、ようやく総体的な意見を集約いたしました。

その経過及び結果を申し上げますが、委員の意見としては、まず「基本的に合併協議会設置に関する確認書の趣旨と、1市2町での協議経過及び結果を踏まえるべきであり、合併の枠組みが変わったからといって、容易に調整方針を変更すべきではない」という厳しい意見が出され、一方で、「しかしながら、今回1市1町の枠組みになり、在任特例を適用する場合は、現在の野尻町の議員報酬条例を適用し、議員報酬は据え置くという前提条件であり、そのことにより、財政的な経費削減効果は、定数特例適用で小林市の議員報酬条例を適用した場合と遜色がないのではないか」との意見が出されました。

また、「これまでの合併協議が破綻した状況を考慮すると、今回の野尻町との合併は何としても実現する必要があり、そのためには、一定の譲歩は止むを得ないのではないかと判断する」との意見も多く出され、最終的には委員一人ひとりの意見をお聞きした上で、総体意見を集約し、悩み抜いた末の苦渋の選択として、「野尻町の議会議員への在任特例の適用は認めざるを得ない」という結論に達しました。

今回、止む無く野尻町の議会議員の在任特例を認めることにいたしましたが、小林市議会の意見と同様に、小林市選出の合併協議会委員の中でも意見が分かれており、「これまでの調整方針どおり定数特例適用とすべき」というご意見をお持ちの委員も複数おられるということ、どうか野尻町の委員の皆様方には、十分ご理解を賜りたいと存じます。

次に、在任特例適用後の議会議員の定数につきまして、さきほど協議会会長としての提案では、「小林市議会の議員の条例定数つまり24人以内とし、新市において決定するものとする」という提案をいたしました。

しかしながら、小林市議会としては、前回の須木村との合併後に、小林市区長会連絡協議会からの陳情等を受け、市議会の特別委員会等で度重なる協議の結果、最初の一般選挙の議員定数を26人から24人

に削減されましたが、その議論に多大な時間と労力を要した経験を生かし、住民代表である学識経験委員のご意見を十分踏まえて、議員定数については合併協議会で協議し、確認すべきであるとの見解でありました。

それを受けて、小林市選出の学識経験委員としては、「合併によって議員だけが優遇されるようでは、合併をする意味がない。議会としても大幅に議員定数を削減し、経費削減に努める必要がある。」との視点に立ち、小林市選出の学識経験委員の総意として「在任特例適用後の議員定数は20人以下とすべき」という見解を示されました。

小林市選出の学識経験委員の総意としての意見と、小林市議会の総意である「在任特例適用後の議員定数は24人とする」との見解とは、大きな隔たりがあるため、結論を出すための調整が必要となり、事務局が提示した全国の議員定数の資料等を参考にしながら協議をいたしました。

その協議の中で、全国的には同じ人口規模で20人以下の議員定数の自治体も複数ありますが、面積や産業構造等の諸条件を考慮し、慎重に検討する必要があること、一方、厳しい経済情勢や市の財政状況等を考慮すると、議会としても視察研修費用等の経費節減に自らが努める必要があること、また、まちづくりで大事なことは住民が主役の協働・参画をいかに進めるかであり、議員も少数精鋭で政策立案能力など資質の向上が求められていること、住民の意見を十分反映し住民に説明のできる協議結果を導き出す必要があること等の意見を踏まえて、慎重に協議いたしました。

その結果、私の方から「在任特例適用後の最初の一般選挙の議会の議員の定数は22人とする」という斡旋案をご提案し、最終的にその案に全委員がご賛同いただき、小林市選出の合併協議会委員としての結論とすることといたしました。

なお、ここで私から野尻町選出の委員の皆様方へお願いがございます。以上、ご報告いたしましたように、非常に難航した協議の末に、小林市選出委員の英知と総力を挙げて、ようやく導き出した結論であります。

野尻町選出の委員の皆様方におかれましては、どうかそこのところを深くご理解・ご賢察いただき、本日はさきほど提案のありました原案につきましては一部修正を加えたうえで、「在任特例適用後の最初の一般選挙の議会の議員の定数は22人とする」という、小林市選出委員の総意としての修正案に、野尻町選出の委員

の皆様方が全員ご賛同いただきますよう、切にお願い申し上げます。小林市選出委員の総体意見としてのご報告と、小林市としての回答に代えさせていただきます。

野尻町委員：第2回合併協議会におきまして、在任特例につきまして、私の方から要望の形をお願いをしたわけですが、大変で過ぎたところもあったかと思えますけれども、市長はじめ小林市の委員の皆様の大変なご配慮を賜りまして、誠にありがとうございます。ご英断に対しまして、心から敬意を表したいと思えます。合併しました暁には、新しい小林市のまちづくりのために、一生懸命皆さんと一緒に頑張っていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

野尻町委員：さきほど来、小林市の中屋敷議長、会長の堀市長の方から、第2回の会議の折に私たちの方から申し入れておりました議員の在任特例について、大変厳しい財政の中でいろいろ意見もあったということですが、それはそうだろうと私も認識をするものであります。そういった中で在任特例を認めていただいたことに対しまして、私たち議員といたしましても、感激しているところでございます。

それと定数の問題ですけれども、私たちの方も全員協議会の中でも話し合いをいたしましたし、そして野尻町の方も昨日、協議会の委員全員で事前研修を行ったところですが、その経過を報告いたしておきます。

全員協議会の中では、いろいろと厳しい中での議員定数、在任特例も認めていただければという、そこはまだはっきりしていなかったわけですが、私たちの方としては、全員協議会の中では、小林市の条例定数以内ではどうだろうかということなどで今日の会議に臨みたいということと話し合いをしたところです。

また、合併協議会委員の中でもそういった認識の中で今日に臨んだところでございますけれども、お2方からのお話を聴きますと、定数を第1回目の選挙から22名ということのお話がありましたけれども、在任特例も認めていただきましたし、小林市提案の22名もなかなか厳しい定数であることも報告があったわけですが、野尻町の委員全員がその方向でさせていただきたいということで、全委員の一致をみましたので、今後新しいまちを創っていくために、お互いに一生懸命頑張っていきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます報告といたします。

小林市委員：今、双方からのご意見をいただいたの

ですが、あえて協議第16号の1について、どうしても賛同できないところがありますので、意見を述べさせていただきます。

もとより、全会一致で決定をみるのが理想だと私自身も、十分認識しておりますし、合併そのものを全面的に否定するつもりもありません。私たちは100年に1度か、あるいは50年に1度か分かりませんが、自治の形を変えるという重大な決断を迫られています。このような事態に直面した時は、それぞれが勇気と覚悟を決めて決断をすべきだと思います。

それでは、賛同できない点を2、3点申し上げておきます。まず第1に、野尻町と小林市とのあらたな合併協議会ではありますが、基本的には昨年11月25日に交わされた法定合併協議会設置に関する確認書の冒頭にありますように、「小林市・高原町・野尻町合併協議会で確認された対応方針及び調整方針を基本的に踏まえることとし、さらに対応方針及び調整方針の修正については、必要性が極めて高いもの、及び緊急性の高いものに限る。」との確認がされております。私はこの確認を尊重したいと思います。それ以降、大きな情勢の変化を見出すことはできません。

したがって第2に、昨年の4月以来、相当の経費と時間をかけて、熱い議論を交わしてきたことや、事務局の苦勞も含めて、これを大事にしたいと考えます。

第3に、合併が目的化されてはならないと考えます。言われているとおり、合併は、これからの基礎的自治体の足腰を強くするという目標に向かっていくための一手段であることを強調したいと思います。地方分権が進む中、一方では地方交付税の削減等、私たち農業を中心とする地方自治体にとっては、自治体の運営はますます厳しさを増していきます。協議会でも確認されているとおり、市民・町民が主人公のまちづくりを強力に押し進めていくことが、合併に際し最も重要なことではないでしょうか。

小林市委員：協議第16号の1・議会議員の定数及び任期の取扱いについて、私の疑問に思っているところを述べます。まず確認したいのは、議員定数小委員会が7回議論してきた審議の核心は次のとおりです。

第1点が、編入合併が合併の前提条件であること。第2点が、合併は住民のためになされなければならないということ。市民の生活の安定と福祉に寄与すべく、市民、住民の目線に立って、合併は推進されなければ意味がありません。第3点が、議員の

定数の削減は、市民レベルでは重要視されていますが、増加や維持は評価されていません。これは新市基本計画を作る際のアンケート調査からも、市民は議員定数の増加を望んでいないという結果が出ていました。この3点を踏まえて定数特例に至ったわけです。

今回、この定数特例をひっくり返して、在任特例が主張されています。この主張を聴く限り、小委員会での議論が反故(ほご)にされた根拠や背景が不明確です。税金と労力と時間を注ぎ込んで営んできた成果が、もろくも砂の城のように崩れ去るとは、市民の理解と共感が得られるのでしょうか、はなはだ疑問です。

在任特例は、議員エゴに過ぎないと述べる市民もいます。在任特例の主張者は、議員がいないと地域の声が反映できないと主張します。確かに住民の声をきめ細かく拾い上げ、地域の活性化を図ることは大切なことです。地域自治の大切な根幹を成すと言えます。

地域自治区の設置に関する小委員会では、住民の多様な意見が反映されるシステムと、その保障について審議されてきました。地域づくりの中核組織である地域自治区と地域協議会の設置です。これらの組織の目的は、地域自治区の設置に関する協議書案によると、住民自治の強化並びに住民と行政の協働の推進を掲げています。地域の活性化を目指した地域づくりを堂々と打ち出しています。

在任特例の主張者は、このような地域自治区に関する提案を軽視しているかのように見えます。それが議員エゴとも見られています。このように批判に、どのように向き合うのでしょうか。

他にも多々ありますが、もう一点だけ付け加えさせていただきます。それは、住民軽視の傾向です。冒頭にも述べましたように、合併は、住民の、住民による、住民のためのものであります。主体は住民です。その福利は、住民が享受します。果たして、在任特例の主張者たちに、こうした住民の視点が生かされているのでしょうか。このような批判を述べる人もいます。

合併は相手あつての交渉ですから、一筋縄で行かないことも理解できます。しかしながら、批判にあるように住民の視点が欠落した合併は、果たしていかなるものなのでしょうか、大いに疑問がわきます。

以上の点から、在任特例については認められず、定数特例を支持することが重要と考えます。

合併なんでもQ&A

Q 1 今回の合併で野尻町の議員に適用される「在任特例」とは、どんな制度ですか？

A 1 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、地域住民の関心が大変高く合併における重要事項ですので、合併協議会で集中的な協議を行いました。

今回の合併では、編入される野尻町の議会議員は、地方自治法の原則では合併前日に失職し、小林市の議員はそのまま残任期間(平成23年4月)まで在任します。

ただし、合併時の特例として現在の野尻町の10人の議会議員が、小林市議会議員の残任期間に限りそのまま在任する「在任特例」という方法があります。

また、野尻町の人口と小林市の議会議員定数(24人)をもとに計算し、野尻町の5人の定数を増加させて、野尻町選挙区を設けて、合併から50日以内に増員選挙を行う「定数特例」という方法があります。

2つの特例を適用することが、合併新法の中で認められています。

Q 2 今回の合併で野尻町域に設置される「地域自治区」とは、どんな制度ですか？

A 2 合併新法の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置します。

地域自治区の名称は「野尻町」とし、地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日まで(約6年間)とします。ただし、一定期間を経過した後に評価し、地域自治区の設置の是非について再度検討します。

編入合併により、町長、副町長及び教育長などの特別職が失職した後の一定期間は、野尻町域の事情に精通した人物が、地域の代表者として野尻町域の住民の意見を集約し、市長や本庁との折衝や調整を行いながら、まちづくりを進めていくことが肝要です。

また、地域自治区には地域協議会が設置されますが、合併後すぐに確立された組織と成り得ることは難しく、その間の地域のまとめ役が必要となります。このようなことから、地域自治区の事務所に地方自治法に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てます。ただし、合併新法の規定により合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長を置きます。区長の任期は2年です。

市長は区長の選任にあたっては、地域自治区内の組織・団体等の意見を求め、地域の意見を尊重し、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任します。

区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、または意見を具申します。また区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携(協働)を図りつつ、担任する事務を処理します。

地域協議会は、委員15人以内で組織します。地域協議会の委員は、地域自治区の区域内に住所を有する者で、①当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者②学識経験を有する者③公募による者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任します。委員の任期は2年です。

ホームページの内容

- **トップページ**
- **協議会の紹介**
組織 規約等 あいさつ
事務局
- **協議会開催状況**
協議会資料・会議録等
- **新市について**
協定項目 新市基本計画
協議会だより
- **両市町プロフィール**
小林市 野尻町
- **その他**
サイトマップ リンク
メール その他

ホームページをご覧ください。
<http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/kn-gappei/>



事務局体制が整いました。



昨年12月1日から、小林市役所4階に合併協議会事務局を設置、小林市から6人、野尻町から4人の職員が配置され、計11人(うち1人は臨時職員)の事務局体制が整いました。

事務局体制は総務、調整、計画、システムの4グループで編成し、合併協議・合併準備作業が円滑に進むように日夜努力しています。

地域の将来について、住民の皆さんと一緒に考えていただけるような機運づくりをしていきますので、お気軽に事務局にお立ち寄りください。

【編集・発行】

小林市・野尻町合併協議会
 〒 886-8501 小林市大字細野 300
 TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037
 E-mail:kn-gappei@eco.ocn.ne.jp
 URL :http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/kn-gappei/

各市町の合併担当窓口

小林市合併推進室
 TEL.0984-23-7035 FAX.0984-25-1037
 E-mail:kn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

野尻町総務企画課

TEL.0984-44-1100 FAX.0984-44-0649
 E-mail:soumu-kikaku@nojiri-town.jp

▼昨年12月から1市1町での新たな合併協議が始まり、1月21日には合併協定調印式、1月29日には両市町議会での廃置分合関連議案の議決と、限られた時間の中で精力的に熱心に議論されてきました。▼会長あいさつにもありましたように、前回の協議結果を踏まえ、新市のあるべき将来像をしっかりと見据えて、協議をしていくことが重要だと思えます。▼そのためには、1市1町がお互いに情報を共有し、地域の将来について住民の皆さんが真剣に考えていただけるように努力していくことが必要です。▼事務局もできる限りの努力をしていきたいと思えます。

(一)

こちら編集室